

(仮称) 桑名市播磨西部土地区画整理事業 環境影響評価準備書に対する 三重県環境影響評価委員会調査審議結果（答申）

本対象事業実施区域は桑名市総合計画の土地利用構想において、「産業誘導ゾーン」として位置づけられており、本事業は工業用地の整備を目的に工業団地の造成を行う事業として計画されている。

本事業地は、西方から南方にかけて住宅団地（第一種低層住宅専用地域）に隣接する工業団地として計画されるため、工事の実施や施設の供用にあたっては、騒音をはじめとする地域住民の生活環境に対し適切な配慮が必要である。

さらに、本事業地の周辺では複数の事業による開発が進められてきており、累積的な環境影響が懸念される。一方、桑名市指定天然記念物であるヒメタイコウチの生息環境の消失については十分な配慮がなされているとは言えず、累積的な環境影響を踏まえた予測及び評価を行い、その結果に応じて事業計画の見直し及び、環境保全措置を講じることが必要である。

これらのことと踏まえ、本事業の実施にあたっては、以下に述べるそれぞれの項目について十分に検討したうえで、最大限の環境保全措置を講じるとともに、その旨を評価書に記載すること。

（総括事項）

- 1 評価書の作成までに、詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測評価及び環境保全措置に変更を生じる場合は、それら工事内容等を反映した評価書を作成すること。
- 2 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 3 事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行うとともに、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。
- 4 施設の供用前に事業者は解散することが予定されているため、本手続きに係る地位を適切に承継し、環境保全措置及び事後調査が確実に実施されるよう措置を講じること。

（個別的事項）

1 大気質

工事の実施に伴う大気質への影響を低減するため、工事実施にあたっては、環境保全計画及び環境保全措置を徹底すること。

2 騒音及び振動

施設の共用に伴う騒音の発生により、西側に隣接する住宅地において、環境基準を超過することが予測されていることから、緩衝地帯設置などの確実性の高い追加の環境保全措置を検討すること。

3 水質

- (1) 気候変動による豪雨等においても、土地の造成に伴う濁水の発生を回避、低減できるよう、沈砂池の容量を十分確保し、適切に管理するとともに、その他の環境保全措置を確実に実施すること。
- (2) 地下水について、桑名市長や不安を有する住民から意見があることを踏まえ、地域住民とコミュニケーションを図り、地下水に関する事後調査を再検討するとともに、異常が確認された場合の措置を明確にすること。

4 地形及び地質

養老断層は地質学的に重要度の高い活断層であり、対象事業実施区域の東側に位置する下深谷部撓曲周辺は地震発生時に複雑な挙動をすることが予想されることから、発災時の重大な環境影響の回避、低減を図るための方策を検討すること。

5 陸生動物及び陸生植物

- (1) 対象事業実施区域は、桑名市指定天然記念物及び三重県指定希少野生動植物種であるヒメタイコウチの生息が予想されている地域であり、本事業の影響により推定1,888個体の生息環境が消失すると予測されている。また、周辺においても複数の開発により多くの生息環境が累積的に消失することが懸念されていることから、対象事業実施区域内の主要なヒメタイコウチの生息地を出来る限り残置し、事業による影響を回避又は低減すること。

やむを得ず代償措置を講じる際は、ヒメタイコウチの生態を考慮したうえで、新たに創出する環境が長期にわたり適切に維持されるよう、管理予定者を明確にするとともに、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく「増進活動実施計画の認定」制度の利用等、適切な措置を講じること。

- (2) 工事実施により準絶滅危惧種であるオオタカの採餌環境の一部が消失するため、周辺の土地利用計画を踏まえた累積的な影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

- (3) 準絶滅危惧種であるミサゴの県内情報については、近年の繁殖記録を確認し、その結果を踏まえた記載とすること。

- (4) タシロラン等の腐生植物については、特に移植の不確実性が高いと考えられることから、移植に実施にあたっては特段の配慮を行い、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。

- (5) 対象事業実施区域内において、工事の実施までに新たに重要種が確認された場合は、生息環境の保全について検討すること。

6 水生生物

対象事業実施区域の周辺では、三重県絶滅危惧 IA 類であるトウカイヨシノ

ボリが確認されていることから、交雑に関する調査を実施し、その結果に応じた環境保全措置を検討すること。移植する場合は、近縁種の侵入が無いよう適切な措置を講じること。

7 歴史・文化

対象事業実施区域は、奥篠遺跡及び蛇谷遺跡と隣接していることから、工事の実施にあたっては、最新の遺跡地図を確認し、必要に応じ措置を講じること。

